

議案第 6 1 号

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料  
条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改  
正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条項ずれが生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料  
条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第5項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例 新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 法第5条第1項から第7項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1通につき2,000円</p> <p>(9) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数を納付しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 法第5条第1項から第5項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1通につき2,000円</p> <p>(9) 省略</p> <p>以下省略</p>